我孫子町報

発行所
千葉県我孫子町
我孫子2061
我孫子町役場
電話我孫子 42番 142番 242番

編集及発行
責任者
今井啓三

財政の公表

8月1日現在

地方自治法才二四四条才一項の規定並びに我孫子町財政事情の作成及び公表に関する条例に基き、昭和三十二年八月一日現在をもつて我孫子町における財政の事情を左記のとおり公表いたします。

昨年に比し十一%増（歳入）
均衡とれた予算執行
適切な計画のあらわれ

記

一　昭和三十二年度我孫子町才入才出状況

(一)才入（才一表）

財政運営の根幹である才入の状況は才一表に示すとおりであるが、本表は本年度四月一日より八月一日に至るまでの実績を集計したものであり、年度開始より経過すること四ケ月に亘る年間三分の一の期間であるもその実績は、概ね順調であり特に町税においては、予算並に調定に対して夫々三〇%台の収納成績を示しており、昨年同期における収納歩合は調定に対して一七、二%であり、これと比較して今期の収納状況は実に目覚ましいものと云えると同時に、最近における納税組合の積極的なる活動の結果によるものが誠に大きく、今後共その実績向上に特段の御協力をお願いする次才であります。

次に地方交付税は昨年度の実績に基いて交付されたものであり且つ、即時調定であるため、収納成績は一〇〇%を示しており以下各款収入においても同様の取扱いである為、いずれも調定に対して一〇〇%の収納率であり逐次収入済額の増加が期待されております。

即ち才入合計は収入済額において二四五三一千円であり予算に対しては二九、四五%の成績を示し、才入全般については概ね健全財政を形成しつつある現況にあります。

(二)才出（才二表）

才出の状況は才二表に示すとおりであるも、今年度における才出の運営は才入の実績及び見込に応じて予算執行計画を樹立し主要事業等を重点的に実施するため、支出面の均衡化を図りつゝ才出の執行を実施しており、従つて現況における財政の運営は概ね理想的であり、且つ健全財政の確立のため、尚一層の努力を傾注すべきである事を痛感するものであります。

(三)総括表（才三表）

本表は以上における才入、才出の実績合計を示したものであり、前述における才出の執行計画に基く結果により、その差引残額は二七七〇千円であり財政の運営は概ね軌道に乗りつゝある現況にあります。

(四)住民の負担の状況（才四表）

本表は本町における住民の町税負担の状況について示したものであり、その負担の現況は七月三十一日現在における収入済額に対して町民税は一人当り一一二円一世帯当り六二六円であり以下夫々の科目につきこれを示しておりますが、住民福祉の向上と自治行政運営の直接の原動力であり、且つ自治体運営のバロメーターであることゝ思います。

三、町有財産の状況（才五表）

本表は町有財産の状況を示したものであり、逐次増加の傾向にあります。

四、公債の状況（才六表）

本表は本町における長期債の現債高及び元金利子の償還状況を示したものであります。

この長期債は殆んどが政府より借入れしたものであり、学校建築及び町営住宅の建築等のために使用されたものがその大半を占めており、この起債については今後大いに考えなければならないのではないかと思われます。

五、一時借入金の状況（才七表）

本表は本町における財政調整のため郵政省より借入れたものであり、各種事業の執行及び歳入の状況等により生ずる不均衡を調整するため、止むを得ぬ措置であるも逐次借入額の減額を図るべきであると信じます。

昭和32年度我孫子町歳入歳出状況

32.8.1 現在

才一表　才入　（單位 千円）

款別	予算額 A	調定額 B	収入済額 C	予算に対する収入歩合 A/C	調定に対する収入歩合 B/C
				%	%
1.町税	61,796	62,262	18,717	30	30
2.地方交付税	3,990	4,347	4,347	108	100
3.公営企業及財産収入	12	1	1	1	100
4.分担金及負担金	1,193	39	39	3	100
5.使用料及手数料	1,889	532	532	28	100
6.国庫支出金	7,495	111	111	1	100
7.県支出金	1.423	20	20	1	100
8.寄附金	301	—	—	—	—
9.繰入金	1,000	—	—	—	—
10.繰越金	1,000	500	500	50	100
11.雑収入	1,086	264	264	24	100
12.町債	2,100	—	—	—	—
合計	83,285		24,531	29	

才二表　才出　32.8.1 現在

款別	予算額	充用流用増減額	予算現額 A	支出済額 B	予算現額に対する支出歩合 A/B
					%
1.議会費	1,994	—	1,994	674	34
2.役場費	27,667	100	27,767	11,006	40
3.消防費	3,480	—	3,480	851	24
4.土木費	5,949	—	5,949	1,375	23
5.教育費	14,245	—	14,245	2,854	20
6.社会及労働施設費	15,702	12	15,714	2,333	15
7.保健衛生費	2,133	—	2,133	727	34
8.産業経済費	4,414	—	4,414	1,348	31
9.財産費	364	—	364	40	11
10.統計調査費	167	1	168	25	15
11.選挙費	373	—	373	6	2
12.公債費	2,853	—	2,853	163	5
13.諸支出金	3,132	39	3,171	359	11
14.予備費	812	△152	660	—	—
合計	83,285	—	83,285	21,761	26

才三表　総括表　32.8.1 現在

収入済額 A	24,5
支出済額 B	21,761
差引残額 A—B	2,770

才四表　住民の負担の状況　32.8.1 現在

	4月1日から7月31日までの収入済額	住民一人当りの負担額	一世帯当りの負担額
町民税	2,781	112	626
固定資産税	7,409	297	1,669
同上納付金交付金	4,828	—	—
自転車荷車税	1,230	49	227
たばこ消費税	1,513	61	341
電気ガス税	557	22	125
その他	399	16	90
計	18,717	751	4,216

才五表　町有財産の状況　32.8.1 現在

基本財産	財政調整積立金	公共用設備資金	罹災救助資金	土地	建物
442,366円	769,361円	6,919円	2,371円	24,157.16坪	6,261.17坪

備考　土地面積については登記完了済のものである。

才六表　公債の状況　32.8.1 現在

32.4.1現在負債額(元金)	32.4.1～32.7.31 償還額 元金	32.4.1～32.7.31 償還額 利子	未償還額 元金	未償還額 利子
24,259,777円		42,250円	24,259,777円	11,206,703

才七表　一時借入金の状況　32.8.1現在

現在高
5,000,000円

町会制度について (十)

××××　××××

五会長および役員

全国の五七%の会は、会員の直接選挙で会長をきめることになつており、会長以外の役員は四四%が直接選挙できめられているが、その他の方法による場合もかなり多い、とくに六大都市では会長以外の役員を会員の直接選挙できめる場合は、中小都市（四五%）町村（四八%）にくらべていちじるしく少い（二九%）

会長（代表者）の現職は全国的にみると農林漁業者が一番多いが（四五%）六大都市では商工サービス業主がもつとも多くて約半数（四九%）を占め、中小都市は農林漁業者と商工サービス業主がほぼ同率（三三%と三〇%）町村では農林漁業者（七二%）がもつとも多いということははっきりした特色がみられる、いずれの場合でも大部分の会長は兼職であり、会長職に専従している会長は、一番多い六大都市でも約一割程度であるが町内会として人を雇つている会は、全国で約一割にすぎない。

現在会長をつとめている人の会長就任年数は、一年ないし一年未満のものが多いが、これはとくに町村部落に多いのであつて、中小都市、六大都市では、一般に町村部より通常就任年数は長い。会から手当を受けている会長は少く、全国平均三二%である。

六、下部組織

隣組班などの町内会の下部組織は九割近くの町内会がもつており、最大の世帯数をもつ隣組では一五〜一九世帯、最少では六〜九世帯で平均一一〜一五世帯であり、組長はきまつていない会もあるが大抵は輪番制によつている場合が多い。

七、連合組織

町内会の連合組織に入つている会は五四%で、十分組織化されているとはいゝ難い、この連合会は、都市ほど組織率が高く、組織も整備されている、連合会の経費は使はないものが多いが集めている場合は参加町内が分担している場合が多く連合会の仕事は役場からの連絡事項取りつぎよりもむしろ各町内、部落間の連絡調整を主な仕事としている場合が多い（五三%）直接連絡事務に参加する例は少い。

八、町内会と他の地域團体

町内会以外に約四団体が町内会の地域に関係している。これを分けて見ると、六大都市で、大体三団体、中小都市で、四団体、町村で五団体となつている。関係団体で全国的にみてもつとも多いのは婦人会（九〇%）だがこれは六大都市（七七%）中小都市（八八%）町村（九八%）を通じていずれの場合でも高い比率を示しており、もつともよく普及している団体といえる。

そのほか、六大都市に多いとみられるのは、防犯協会（七七%）消防団分団（六六%）であり中小都市では青年団（六九%）消防団分団（六七%）であるが、町村では青年団（九五%）消防団分団（九〇%）農協の部落組織（七二%）納税組合（七〇%）等が併立している。町内会と併立関係にある団体は、このように多種にわたるが、一方、町内会の地域と全く同じ地域をもつ団体は少く、全国的に町内会に近い組織率をもつ婦人会でも、現在の町内会の区域と同じかそれをこえる区域をもつものが八〇%で、一定の地域を代表している団体としては町内会の方がやゝすぐれているといえる。

※　※　※

各課の仕事 ⑧ 産業課の巻

八月一日から農業委員会と事務室を同じくして本町の産業行政の振興を大いに寄与し、併せて町民の期待に副うべく日夜努力を続けている産業課には、二つの係がある。一つは農業係で供出制度はなくなつたがこれに代つて誕生したのが予約買付でなかなか難かしいようだ。最近の米作りに絶対欠くことの出来ないのがパラチオン剤等による稲の病虫害防除、苗代時期や植付後の防除には職員全員が撒粉機をかついで部落へ出る。健康な人でも防除を一週間位続けると体の具合がおかしくなると云う。少い職員で防除にあたるので多少の無理も出る。最大の注意は払うのであるが今年も二人程発熱したりした。それこそ命がけの仕事である。それから戦争中からずつと続いている米穀配給事務がある。この外に農作物の共進會や新しい農業経営の講演会、冬に行う野そ駆除もこの課の仕事である。

次に商工業、林業観光とこの町の発展のキーポイントである商工係はこれ又大変な仕事である。この町報でもたびたび紹介した店舗等の企業診断、資金の貸付事務等がある。本町の山林面積は他町村に比して非常に少いので空地を利用しての植林を推奨しているのもこの課である。手賀沼、利根川の観光面の開拓と水産業等非常に広い範囲の仕事を持つている。この課の充実と適切な指導が本町発展の大本であることを忘れてはなるまい。

自衛隊員募集

締切9月20日

才二次募集をしております

資格＝来年一月一日現在で十八才以上二十五才未満の日本人男子

人員＝（二等陸士）八、五〇〇名（二等海士）三八〇名（二等空士）一、二〇〇名

試験＝中卒程度の国語、数学、社会について簡単な筆記試験、口述試験、及び身体検査を行う

入隊＝来年一月から三月まで

受付＝九月二十日まで

試験期日＝十月八日から十月二十一日まで

◎詳細は役場総務課へお尋ね下さい。

人事

八月九日付

依願退職　染井貞夫（税務課）

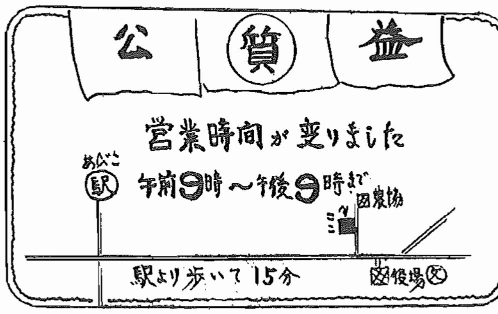

布佐―湖北間に新駅
住民の要望が実る

新町五ヶ年建設計画の中に要望として取り上げられていた布佐―湖北間の駅新設については去る八月十六日千葉鉄道管理局長から正式に新設する旨の通知があった。新駅は住民の強い要望と町当局の十数回に渉る陳情の結果実が結んだものでありその概要について次ぎに述べる。

新駅の概要

この新駅は略図を参照下さればわかりますように新木から手賀沼浅間渡しに通ずる町道の布佐寄りで、東我孫子駅と同じように旅客のみを扱う駅として誕生する。

駅名は、鉄道当局に一任してありまだきまっていないがホームは線路の南側に百三十米（六輛連結の客車が停車できる）待合室は八平方米の計畫である。

町及び地元においては百二十萬円の工事費と駅の所要用地として四〇〇平方米（約一二〇坪）の土地を負担しなければなりません。又駅から町道に通ずる道路も新設しなければなりません。

本駅完成の暁は、新木、布佐台地区住民の利便は非常に大きく、手賀沼浅間渡しを通じて沼南村住民の利便も図られる。又手賀沼干拓による架橋もこの道路に結んで実施される計画もあり附近一帯の発展は約束されたようなものである。

工事は負担金が納入されると同時に着工され近い中に竣工されるであろう。

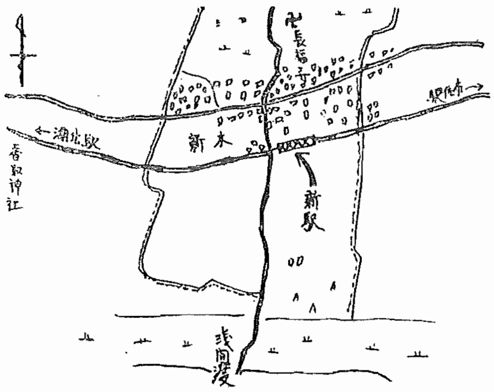

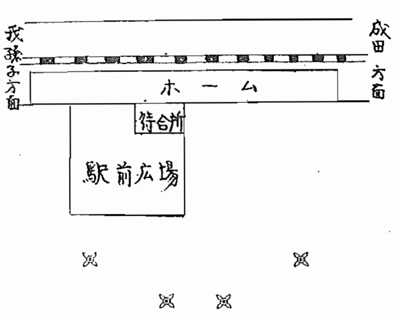

新駅略図

×××××

家を建築する皆様へ

×××××

我孫子町全域が昨年七月都市計画指定地区になりましたので、三坪以上の家屋の新築、改築、増築、大規模の修繕、模様替の際は工事着手前に建築確認申請書を県知事に提出し、許可があってから工事に着手するよう法で決められておりますので必ず建築確認申請書を提出して下さい。

近日中に県建築課より全域にわたって未申請家屋の調査に来るので未提出者は申請書を役場建設課に提出して下さい。

これを怠りますと家屋の取こわし、五万円以下の罰金に處せられますから御注意下さい。

建築敷地と道路について

建築敷地は道路（四メートル）に二メートル以上面した部分がなければなりません。道路が四メートル未満の場合は道路の中心から二メートル後退したところが建築線になります。又敷地が道路に接していない場合にはそれ相当の幅員道路を造ることが必要になります。

家屋の建坪について

家屋の建築は敷地坪数の十分の七に制限されています。

例えば百坪の敷地に建てられる建築面積は七十坪で三十坪は空地として残します。

その他細部については役場建設課、各支所にお問合せ下さい。申請書を取揃えてお待ちしております。

我孫子町は道路が狭く家屋が密集しており、消防の方からも注意がありますので確認申請書を提出してから家を建築しましょう。（建設課）

生活を明るくし豊かにする
貯蓄組合を結成しましょう

『今年は貯蓄の年』と云われております。それは何故でしょうか？　ここで皆さんと一諸に考へて見ましょう。

その一つは四日から皆様御承知の一千億の減税があり皆様方の所得税が安くなりました。

次に経済が安定して参りましたので貯金するのに絶好の時機であります。

この事を裏書きするように貯金額が非常に増え又貯金する人達もどんどん増えております。

それでは今我孫子町にはどの位の貯蓄があるでしょうか？　個人の貯金の額はわかりませんが職員団体や学校の子供銀行等の調査を六月末日に実施しました所一億五千八百万円という数字が出ました。

これは本町の人口を二万五千人として一人当り約六千円の貯金がある計算になります。この外に前にも書きました個人の自由貯金があるのですからこの数字の倍位になるのでないかと思います。

私達が安心して働くためには何時病気になっても困らないだけの貯えが必要であることは今更申し上げるまでもありません。

新生活運動に三つのスローガンを掲げておりますがその一つ『無駄を省いて貯金しましょう』は今すぐからでも一人でも出来ますから、このチャンスを逃さず無駄を省いて貯金しましょう。私達の貯金が国を強くするための一翼を担うことになるのです。

この貯金を奨励するために国民貯蓄組合法があります。これは昭和十六年に施行された法律で、この法に基づいて結成されてよい成績を納めている組合が本町に三つあります。

湖北婦人会貯蓄組合と我孫子自作農創設貯蓄組合と千葉銀行我孫子支店予金者貯蓄組合です。この三つの組合は何れも規約に基いて貯金をしております。この外に現在葺の茅婦人会でも規約を作って貯蓄組合を作る計画をしております。

皆様方の御近所でこのような話が持ち上りましたら役場総務課まで御連絡下されば規約の作成や貯金の方法などについて係が出向いて御相談しますからよろしく御利用下さい。

衛生
その一　予防接種は必ず受けよう

十年ほど前は、敗戦による社会情勢の混乱で、伝染病の発生がひどかったことはまだ記憶に新しいことです。ちょうど、その頃の昭和二十三年に〃予防接種法〃ができ、病菌を植えつけることによって伝染病から守ることを国民の義務とするようになりました。この法律が行われるようになってからは、予防接種のできる伝染病が目だって少くなり、痘そう、発疹チフス、コレラ等の外来伝染病は全くそのあとを絶ち、腸チフス、パラチフス、及びヂフテリヤ等は当時の僅か二、三割程度の発生に止り、予防接種による免疫効果が一般に確認されるようになりました。

ところが最近になって、この予防接種の実施率が次才に悪くなり、これにともなって患者の発生がだんだん増えてきました。

予防接種には定期に行うものと臨時に行うものとの二つがあります。定期に実施されるものとして痘そう、ヂフテリヤ、腸チフス、パラチフス、百日ぜきの五つがあります。これは町長が保健所長の指示によって行います。

臨時に行う予防接種は、伝染病がまん延し予防上必要があると認められるときは、厚生大臣は、知事に命じて予防接種を行わせることもできることゝなっています。このように予防接種は、定期と臨時との両予防接種によって予防の完ぺきが期されております。

予防接種を受けなくてはならない人は、日本国民ばかりでなく、才三国人も受ける義務があります。

そしてこの義務に違反した者に対して三千円以下の罰金が科せられることとなっています。

しかし、十六才未満の者や、禁治産者は保護者が代って予防接種を受けさせるため必要な措置をとる義務を負うことゝなっています。が、この法律で保護者というのは親権者、又は後見人をいっています。もしこの義務に違反したときはやはり三千円以下の罰金を科されます。

昭和三十二年度〃調理士試験〃実施

調理士とは、寄宿舎、学校、病院等の継続的に不特定、又は多数の者に食品供与する施設又は食品衛生、飲食店営業の場所において知事の免許を受け調理士の名称を用いて食品の調理の業務に従事する者をいいます。

記

一、試験期日及場所
期日　九月十六日
場所　松戸保健所

受験願書取扱い要項
受験資格の要件は実務経歴が、三ヶ年以上に達する者に限る。

二、提出書類
受験願書、履歴書、証明書及び写真（受験願書、履歴書は必ず楷書体であって、明確に記載されているものであること）写真は出願前六ヶ月以内に脱帽で撮影した手札型のもので、縦十糎横七糎の紙に貼り裏面に撮影年月日、氏名を記載すること

三、願書受付期間及び提出方法
願書受付期間は八月十五日から八月三十一日まで
提出方法
右期間中書類整備の上、保健所栄養係に提出
尚試験受験願（様式才七号）用紙及びくわしいことは民生課にお尋ね下さい。

造林地の下刈
今が絶好機

下刈は苗木の育ち盛りに行うのが最も、効果的なことは承知していながら、農作業に追われてしまい普通は稲の一番草を終えて土用中にやるのが習慣のようになっています。これではちょっと時期おくれの形で、骨を折った割に苗木の生育の助けにはなりません。

造林苗木の生長期を調べて見ると、マツが一番早く三月初めからのびだし五月が最盛期で七月中頃にはもう生長が止まっており、スギ、ヒノキは六、七月が最盛期になっています。

マツの最盛期の六月では雑草がまだぢやまになる程にはのびていませんから、結局一回刈りでは七月中に二回刈りでは六月と八月というのが、どんな樹種にもあてはまる適期となります。刈りおくれのため暑い盛りを雑草の中で軟弱に育てゝおいて秋風の立つ頃や冬の農閑期に入ってから下刈を始める人もありますがこれでは苗木の越冬に支障をきたし、下刈りすることがかえって有害な結果となります。

暑中はすが〱しい風を通して多は防寒具で囲いたいのは人間だけではないようです。

◇　◇　◇

その二　夏から秋への食生活

暑さのため体が弱り夏まけや夏やせ等で苦しむ人が多くなります。

この夏まけ、夏やせを防ぐには、暑さに勝る食生活を励行していくことが才一の方法ですが、それでも回復できないような場合には秋に入ってから、盛んになる食欲に力をかりて夏からの疲れを立ち直らせることが近道です。

はげしい暑さによっていろいろ健康上の障害が起り、必要な栄養の補給が順調に進まなくなります。この原因としてまず考えられることは烈しい発汗によって体内の塩分が非常に消耗され、これが食欲不振の原因となり、また常に暑苦しい状態におかれているため蛋白質の消耗がひどくなることです。食欲不振に陥ると脂肪や蛋白質を避けてさっぱりとした食べものを求めるようになるので、どうしてでも食事がでん粉質に傾くことになり、ビタミンB1の不足のもとゝなります。そしてこのことは体内に酸性物質を生む結果となり疲労の原因となります。

そこで夏から秋にかけての食事は栄養を高めることに留意することが最も大切です。夏の健康障害を除くため次のことを実践してみましょう。

一、朝食で栄養をとるよう特に注意する。
二、カロリーの多く含まれている脂肪分を活用する。
三、ビタミンB1AやCを毎日補給できるよう食事に工夫をこらす。有色野菜、果物、強化食品といわれる強化米、強化とうふ、強化みそなどは栄養価値をたくさん含んでいます。

以上簡単なことですが、これからは健康体をつくり上げていくのに適した季節です。食欲に、まかせてたべるだけでなく栄養を考えて程よく満すように改善していきましょう。

×　×　×

戸籍手数料の改正

七月二十二日戸籍手数料令の一部を改正する政令が公布されまして八月一日から従来一枚三十円であった戸籍謄「抄」本び戸籍証明書等が四十円になりましたので御知らせ致します。

『話し合い』の中に見出す私達の生活

私たち国民の幸福―明るい豊かなくらし、住みよい社会の建設は、結局は政治の力にまつ他はありません。それには選挙というものが公明に行われ、本当に私たちの意見が反映されなければならないわけです。そして、その意見が正しいものであればあるほど明るい豊かな社会が創り出され、間違った意見であればあるほど悲惨な末路が私たちの生活を脅かすことになります。

政治の力は、私たち生活のありとあらゆる面に反影しており、私たちの正しい意見が反映されなければなりませんが、それにはまづ私たち国民の一人一人が日常生活での苦しみや、なやみというものをお互いにぶちまけて語り合ってみるということです。教育のこと、着物のこと、あるいは、食べ物、衛生面のこと、果ては、税金の問題などで一人一人が考えていることを持ち合うことです。今までの日本人は、とかく自由に「話合しう」ということに目覚めていないようでした「沈黙は雄弁なり」とか「眼は口ほどに物を云う」などいろ〱と格言はありますが、ぞれがまともに解釈され、習性となって、日本人の「話し下手」を立証づけて終ったようでした。この現れは、他国との外交接渉にも歴史の上で感じられますが……これらの状態をよく観察してみますと、私たち日常の家庭生活自体が目覚めていなかったようです。

夫婦の間にしろ、親子の間にしろ、妻は夫に盲従しなければならない、子供は親に対し二の口を聞いてはならないなどと、ありとあらゆる面に家父長的な威厳が保たれ、家族一人一人の意見が反映できないような仕組みが多いようでした。これでは楽しく、明るい家庭は営まれる筈がありません。

一家の長が世帯を担う以上は家族みんなから尊敬され信頼されるのでなければなりません。又家族の一人一人の意見を尊重し、よき友であると同時に愛情をもって家庭を育てて行かねばなりません。

このように民主主義政治においても、政治にたづさわる者が、国民一人一人の意見を尊重し、国民から信頼される行政が行われるようでなければなりません。

清らかな政治が行われる為私たちの意見を反映させる最も手近かな方法は選挙を通じるということなのです。

私たちは、選挙のあるたびごとに「あなたの清き一票を」という連呼を耳にしますが、本当に私たち一人一人が常日頃思っていることを政治に反映させるには、清く正しい一票こそ大切なのです。

いわゆる古くからの―義理人情による投票―、―有力者による部落推せん―などの個人の意見を無視した、選挙の状態がなおも続くならば、真の民主政治は営まれようがありませんし幸福は訪れよう筈がありません。

私たち選挙人が本当に目覚め、近隣同志、友人の集り或いは青年団、婦人会等のサークル活動を通じて、日常の生活問題、過去のこと将来のことなど自由自在に希望を語り合い「何もかもが政治というものにつながって関係しているのだ」ということを発見されてこそ正しい意見が創り出され、公明な選挙が行われ、私たちの幸福をもたらす清らかな政治が営まれるに違いありません。